新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

１．新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前の定款の条文 | 変更後の定款の条文 |
| （議決）  第28条  （議事録）  第30条  （事業報告及び決算）  第48条  この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  （定款の変更）  第51条  この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第２５条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。  (1)主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）  (2)資産に関する事項  (3)公告の方法 | （議決）  第28条  ３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。  （議事録）  第30条  ３　前２項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容  (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称  (3)総会の決議があったものとみなされた日  (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  （事業報告及び決算）  第48条  この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  （定款の変更）  第51条  この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。 |

　２．定款変更の理由

　　　法改正に伴う定款変更。